

## 女性医師復職応援事業の概要

### 1. 事業の目的

出産・育児等により医療現場を離れた女性医師に対して、復職に必要なとなる医療技術等に関する研修を行い、医療現場への円滑な復帰を応援することを目的とする。

### 2. 事業の内容

復職を希望する女性医師の復職研修を県内病院に委託します。

#### ①対象者

出産・育児等により医療現場を離れた女性医師  
※育児休業を取得した医師も含まれます。

#### ②受託病院の役割

- ・研修責任者の配置
- ・復職を希望する医師の経験・技術に応じた個別研修プログラムの策定及び実施

#### ③研修期間

のべ60日を上限とします。

※原則として連続した日程で概ね3ヶ月以内で研修を実施することとしますが、研修効果が損なわれない範囲で、連続しない日程で実施することも可能です。

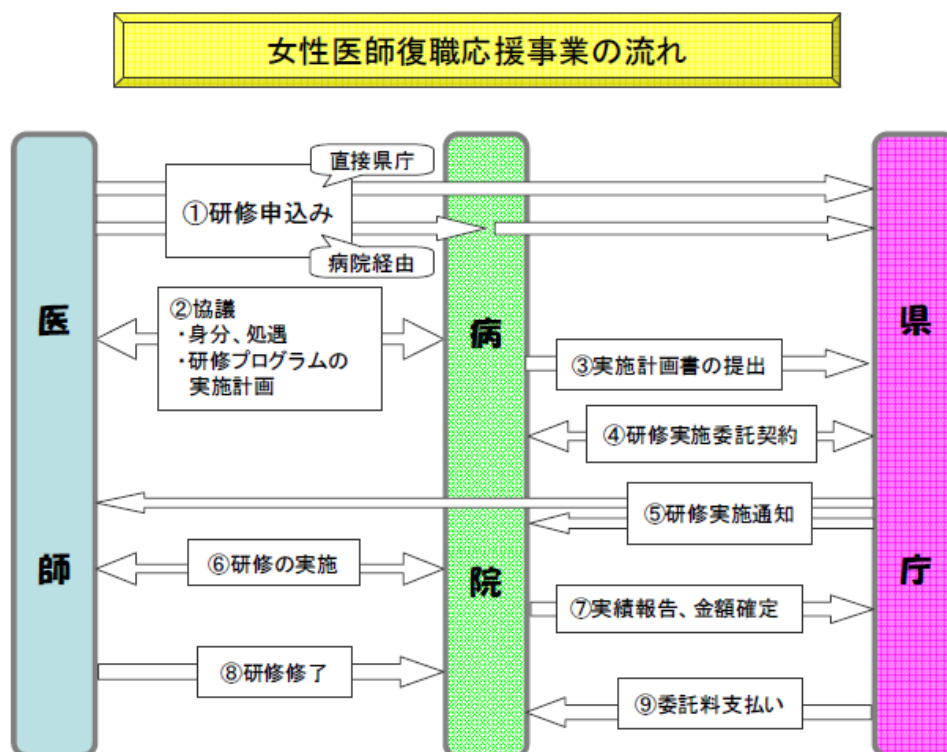
#### ④委託料

1日あたり5千円 × 60日 = 300千円 を上限とします。

指導医にかかる経費：謝金、人件費、手当

受入に係る経費：医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費 など

### 3. 手続きの概要



#### ○今回の改正点

- ・産科・小児科に限定していましたが、診療科は問いません。
- ・対象を出産・育児等により離職した女性医師としていましたが、育児休業を取得した場合も対象とします。
- ・研修実施病院としての登録制度はなくなりました。

## 奈良県女性医師復職応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、出産・育児等により医療現場を離れた女性医師に対して、復職に必要な医療技術等に関する研修（以下、「研修」という。）を行い、医療現場への円滑な復帰を応援することを目的とする。

### (研修対象者)

第2条 研修の対象となる女性医師は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 一 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の4第1項の規定により臨床研修を修了した旨を医籍に登録した者であること。
  - 二 医業停止処分の期間中でない者であること。
  - 三 現在医療現場から離れており、研修修了後に県内医療機関への復職を希望する者であること。
- なお、育児休業取得後に復帰する場合も含む。

### (研修実施病院)

第3条 研修を実施する病院は、県内に所在し、研修を実施できる体制が整っている病院とする。

### (研修の受講申請及び研修実施病院の選定)

第4条 研修の受講を希望する者（以下、「受講希望者」という。）は、「復職研修受講申請書」（別記様式第1号）を奈良県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- 2 知事は、受講希望者の経歴、意欲を考慮して受講の可否を決定するものとする。  
なお、受講の可否の決定にあたっては、必要に応じて、医師・看護師確保対策室職員が、受講希望者と面談を行うものとする。
- 3 知事は、研修実施病院について、受講希望者の意向、居住地及び研修実施病院の状況等を考慮のうえ、選定するものとする。

### (研修実施通知)

第5条 知事は、受講が決定した受講希望者及び研修実施病院となる病院に対して「復職研修実施通知書」（別記様式第2号）により実施について通知するものとする。

### (研修の到達目標)

第6条 研修の到達目標は、研修を受講する女性医師（以下「研修医」という。）が医療現場を離れる前の時点で医療機関において実践していた医療と同程度の医療が実践できるようになること及び、医療現場を離れている間の新たな医療技術や知識について習得することとする。

### (研修実施病院の役割)

第7条 研修実施病院の長は、研修の円滑かつ適切な実施を図るため、研修実施期間において、研修医の指導監督等を担当する研修責任者を配置するものとする。

- 2 研修責任者は、研修医が第6条で定める目標に到達するために必要な研修プログラムを研修医の経験及び技術に応じて策定し、実施するものとする。
- 3 研修実施病院は、研修受講者の院内保育所利用に配慮するものとする。

(研修期間)

第8条 研修委託期間はのべ60日以内とする。

なお、研修の実施は、連続した日程で概ね3ヶ月以内の期間で行うことを原則とするが、研修効果が損なわれない範囲で、連続しない日程で実施することも差し支えない。

(実施計画等)

第9条 研修実施病院の長は、研修医の技量、経験等を考慮の上で、診療に従事するために必要な研修プログラムを定め、「復職研修実施計画書」(別記様式第3号)を知事に提出するものとする。

2 知事が必要と認める場合は、研修施設の長に対し、研修の実施状況について報告を求めることができるものとする。

(実績報告)

第10条 研修実施病院の長は、研修修了後、「復職研修実施報告書」(別記様式4号)を作成し、知事に報告するものとする。

(研修中の身分及び服務)

第11条 研修医の研修中の身分については、研修実施病院と研修医が協議の上、定めることとする。

2 研修医は、研修中は、研修実施病院の服務に従うとともに、知事及び指導医の指導及び指示等に従い、専ら研修に従事し、研修目的の達成に努めなければならない。

(報酬等)

第12条 研修医に対する報酬又は賃金の額及び支払い方法等については、研修実施病院と研修医の協議により定めるものとする。

2 また、居住地から研修実施病院までの交通費その他研修に伴う費用の負担についても、前項と同様とする。

(研修の中止・中断)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当することを認めるときは、研修を中止又は中断することができる。

一 研修医が第11条の2の規定による服務義務に従わない等の事由により、研修を継続することが困難である場合

二 研修を継続することにより、研修実施病院の業務に支障が生じ、又はそのおそれがある場合

三 研修目的を達成することが困難であることが明らかな場合

2 知事は、前項の規定により研修を中止又は中断する場合は、その旨を研修実施病院の長及び研修医に通知するものとする。

(事故責任等)

第14条 研修医は、研修中の事故等に関して、自らの責任において対応しなければならない。

2 研修医は、故意又は過失により第11条の2の規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(委託契約)

第15条 研修は、知事が研修実施病院に委託するものとし、研修実施病院の長に対して、この要綱及び関係法令等に従い、委託を行うものとする。

2 委託経費は、研修を行うために必要な次の経費とする。

一 指導医及び研修責任者に係る謝金、人件費、手当

二 研修医受入に係る医学研究材料費、消耗品費、備品購入費、図書購入費

三 その他研修医受入に係る費用で、知事と研修実施病院の長が協議のうえ定めたもの。

3 委託料の額は、研修医1人につき1日あたり5千円とし、300,000円を上限額とする。

4 委託料は、原則として研修修了後、研修実施病院の長からの請求書(別記様式第4号)に基づき支払うこととする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、研修に関し必要な事項は、当事者間で協議のうえ、定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。